

令和5年度

健全化判断比率等審査意見書

令和6年8月

大津町監査委員

目 次

第 1	審査の種類	P. 1
第 2	審査を執行した監査委員	P. 1
第 3	審査の期日・場所	P. 1
第 4	審査の対象	P. 1
第 5	審査の着眼点及び主な実施内容	P. 1
第 6	審査の結果	P. 2～
	〔1〕 算定対象会計	
	〔2〕 審査結果の概要	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
	〔3〕 審査内容の詳細	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
第 7	審査意見	P. 13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」.....該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」.....該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」.....負数又は減数

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

第2 審査を執行した監査委員

今村昭彦 監査委員 佐藤真二 監査委員

第3 審査の期間・場所

- ① 期間 令和6年7月16日(火)
- ② 場所 大津町役場 委員会室403

第4 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式

第5 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式について、大津町監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、基準である「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか」を確認するため、各会計決算書並びに、普通会計決算状況調、健全化判断比率に関する算定様式、資金不足比率に関する算定様式、地方財政状況調査表等の提出を受け、各比率等の算定に用いる数値と、算定の正確性を確認した。

なお、近年、健全化判断比率の結果の数字だけを見るだけでは、財政の全体像を捉えることはできないとの指摘がなされていることから、算定結果の値だけではなく、その算定式や算定に要する数値についても示している。

第 6 審査の結果

〔1〕 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

公共下水道事業会計および農業集落排水事業会計は、令和元年度まで地方公営企業法非適用の特別会計であったが、令和2年度より法適用の公営企業会計に移行している。

大津町	一般会計	一般会計等	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	一般会計	↑ 資金不足比率 ↓	事業ごとに
	特別会計						共有財産特別会計(※1)		
							工業団地特別会計(※2)		
	公営事業会計	国民健康保険特別会計							
		介護保険特別会計							
		後期高齢者医療特別会計							
	うち公営 企業会計						工業用水道事業会計		
							公共下水道事業会計		
							農業集落排水事業会計		
	一部事務組合・広域連合						菊池広域連合		
							その他(※3)		
	地方公社・第三セクター等						該当なし		

(※1) 大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計 (以下同じ)

(※2) 大津町工業団地整備事業特別会計 (以下同じ)

(※3) 「その他」の内容

熊本県市町村総合事務組合、熊本県国民健康保険団体連合会、

熊本県後期高齢者医療広域連合、大津町西原村原野組合、

大津菊陽水道企業団

〔2〕 審査結果の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	6.5	—
早期健全化基準	13.46	18.46	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
当年度の実質公債費比率は6.5%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

2 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	公共下水道事業会計	農業集落排水事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
財政健全化基準	20%		

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

〔3〕 審査内容の詳細

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

実質収支額は4億5,990万6千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△4.94％となり、前年度に比べ7.24ポイント赤字率が増加(黒字が減)している。

(単位:％、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
参考比率 A/B	△4.94	△12.18	7.24

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算している

〔実質赤字比率算定の内訳〕

(単位:千円、％)

会 計 名		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
実質収支額	一般会計	415,797	1,053,154	△637,357	△60.5
	共有財産特別会計	42,509	48,990	△6,481	△13.2
	工業団地特別会計	1,600	－	1,600	－
合 計 A		459,906	1,102,144	△642,238	△58.3
標準財政規模 B		9,309,682	9,043,836	265,846	2.9

〔標準財政規模〕

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
標準税収入額等	7,265,679	6,736,606	529,073	7.9
普通交付税等	1,959,136	2,091,202	△132,066	△6.3
臨時財政対策債	84,867	216,028	△131,161	△60.7
合 計 B	9,309,682	9,043,836	265,846	2.9

標準財政規模Bは、表中の3項目の合計額である。

実質収支額は4億5,990万6千円の黒字で前年度に比べ6億4,223万8千円(58.3%)の減少となっている。

一方、標準財政規模は標準税収入額等72億6,567万9千円、普通交付税額19億5,913万6千円、臨時財政対策債8,486万7千円の合計額93億968万2千円である。標準財政規模は前年度に比べ2億6,584万6千円(2.9%)の増加となっている。

標準財政規模は拡大し、黒字幅は大きく減少した。このことが他の指標にも大きく影響している。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

連結実質収支額等は10億911万3千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての連結実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△10.83%となり、前年度に比べ7.75ポイント赤字率が増加(黒字が減)している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
参考比率 C/B	△10.83	△18.58	7.75

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算した

〔連結実質赤字比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

会 計 名	実 質 収 支 額			
	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
一般会計等	459,906	1,102,144	△642,238	△58.3
国民健康保険特別会計	39,987	97,776	△57,789	△59.1
介護保険特別会計	88,675	122,017	△33,342	△27.3
後期高齢者医療特別会計	1,864	3,097	△1,233	△39.8
小 計 c'	590,432	1,325,034	△734,602	△55.4
会 計 名	資 金 剰 余 額			
	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
公共下水道事業会計	196,350	167,856	28,494	17.0
農業集落排水事業会計	53,381	41,852	11,529	27.5
工業用水道事業会計	168,950	145,966	22,984	15.7
小 計 c''	418,681	355,674	63,007	17.7
合 計 C	1,009,113	1,680,708	△671,595	△40.0
標準財政規模 B	9,309,682	9,043,836	265,846	2.9

3つの公営企業会計の資金余剰金は増加しているが、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計で収支が減少しているため、連結全体では黒字が6億7,159万5千円(40.0%)減少している。

この指標においても、一般会計の実質収支の減少により同様の傾向を示している。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(町債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものであり、比率は次の算式による率の3か年平均となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\text{元利償還金} d' + \text{準元利償還金} d'' \right) D - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d + \text{特定財源 } E \right)}{\text{標準財政規模 } B - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d \right)} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位:％、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
実質公債費比率 (3か年平均)	6.5	5.7	0.8

〔実質公債費比率算定の内訳〕

(単位:千円、％)

区分		令和5年度	令和4年度	令和3年度
d'	元利償還金	1,967,996	1,948,047	1,831,734
d''	準元利償還金	316,047	155,556	151,522
D	小計(償還金計)	2,284,043	2,103,603	1,983,256
d	元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,539,561	1,561,299	1,494,332
E	特定財源	90,969	91,653	93,018
B	標準財政規模	9,309,682	9,043,836	9,219,403
単年度実質公債費比率 (D-(d+E))/(B-d)		8.4	6.0	5.1

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は 6.5％で、前年度に比べ 0.8 ポイント増加している。また単年度では前年度より 2.4 ポイント増加している。

変化の要素は次のとおりである。

(ア) 準元利償還金の増加

(イ) 標準財政規模の拡大

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について(d' d'')

(単位:千円、%)

区分		令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) d'		1,967,996	1,948,047	19,949	1.0
準元利償還金 d''		316,047	155,556	160,491	103.2
	公共下水道事業会計	42,624	57,203	△14,579	△25.5
	農業集落排水事業会計	28,879	27,593	1,286	4.7
	工業用水道事業会計	0	0	0	—
	一部事務組合	114,117	60,285	53,832	89.3
	債務負担行為に基づく 準公債費	130,427	10,475	119,952	1145.1
	満期一括償還費公債費 の年度割相当額	0	0	0	—
	一時借入金の利子	0	0	0	—
合 計 D		2,284,043	2,103,603	180,440	8.6

(注1)元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2)準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金d'は1,994万9千円の増加、準元利償還金d''は1億6,049万1千円の増加となっているため全体では8.6%の増加となっている。

特に、一部事務組合(菊池広域連合)や債務負担行為に基づく準公債費などの準元利償還金の増加による影響が大きい。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	－
貸付金財源とした地方債の 貸付金の元利償還金	0	0	0	－
公営住宅使用料	90,441	91,125	△684	△0.8
その他	528	528	0	－
合 計 E	90,969	91,653	△684	△0.7

公営住宅使用料は、公営住宅建設事業債の元利償還に充当した額である。

特定財源は、前年度に比べ 68 万 4 千円(0.7%)の減少である。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政 需要額に算入された公債費	458,966	472,297	△13,331	△2.8
災害復旧費等に係る 基準財政需要額	1,080,247	1,088,655	△8,408	△0.8
密度補正により基準財政 需要額に算入された元利 償還金及び準元利償還金	348	347	1	0.3
合 計 d	1,539,561	1,561,299	△21,738	△1.4

この3項目は、地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額として国が示しているもので普通交付税に含まれているとされる額である。

学校施設や、菊池広域連合の新環境工場建設に係る負担金に対する需要の増加に対応しているものであるが、普通交付税の用途を限定することになり柔軟な財政運営を阻害する要因となる。

実質公債費比率については今回増加しており、現在は健全化基準の範囲内ではあるが今後の推移に注意する必要がある。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の町債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } F - \text{充当可能な財源 } G}{\text{標準財政規模 } B - \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } d} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額を充当可能な財源額が上回るため、健全化判断比率としての将来負担比率の数値はない。

参考として、マイナス値として比率を算定すると△39.1%となり、前年度より 7.2 ポイント下がっている。

(単位: %、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減
将来負担比率	△39.1%	△46.3%	7.2

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔将来負担比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
将来負担額 F	20,930,658	21,500,608	△569,950	△2.7
充当可能な財源 G	23,970,869	24,966,872	△996,003	△4.0
F — G	△3,040,211	△3,466,264	426,053	12.3
標準財政規模 B	9,309,682	9,043,836	265,846	2.9
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	1,539,561	1,561,299	△21,738	△1.4

充当可能な財源が 9 億 9,600 万 3 千円(4.0%)減少しているが、将来負担額も 5 億 6,995 万円(2.7%)減少しているため、その差額は前年度より 4 億 2,605 万 3 千円減っている。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
町債の現在高	16,869,863	17,413,099	△543,236	△3.1
債務負担行為に基づく 支出予定額	0	0	0	－
公営企業債等繰入 見込額	840,117	947,910	△107,793	△11.4
一部事務組合等への 負担等見込額	2,844,474	2,881,879	△37,405	△1.3
退職手当負担見込額	376,204	257,720	118,484	46.0
合 計 F	20,930,658	21,500,608	△569,950	△2.7

将来負担額は 209 億 3,065 万 8 千円で、前年度に比べ 5 億 6,995 万円(2.7%)の減少となっている。

これは主として、ここ数年より町債の発行が少なかったためである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減額	増減率
充当可能な基金	6,486,196	6,739,680	△253,484	△3.8
充当可能な特定財源	1,015,924	971,718	44,206	4.5
地方債の償還等に要する 経費として基準財政需要 額に算入される見込み額	16,468,749	17,255,474	△786,725	△4.6
合 計 G	23,970,869	24,966,872	△996,003	△4.0

充当可能な財源においては、全体で 9 億 9,600 万 3 千円(4.0%)の減少となっている。この要因は、充当可能な基金と、地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入される見込み額が減少しているためである。

将来負担比率については、早期健全化基準からは大きく離れており、健全な状態にはあるが、実質公債費比率と同様に悪化しているため、今後の推移に注意する必要がある。

2 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 I}}{\text{事業規模 H}} \times 100$$

$$\text{資金不足額 I} = \{ \text{流動負債等} + \text{建設改良費以外の財源とした地方債残高} - \text{流動資産等} - \text{解消可能資金不足額} \}$$

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

参考として、算式の「資金不足額」を「資金剰余額」とし比率を算定した。

〔資金剰余の比率〕

(単位: %、ポイント)

区分	令和5年度	令和4年度	増減率
公共下水道事業会計	58.3	37.8	20.5
農業集落排水事業会計	169.1	134.7	34.4
工業用水道事業会計	262.3	231.1	31.2

3会計ともに流動資産・流動負債の差額に因する資金については剰余を有している。
資金剰余比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔資金剰余の比率算定の内訳〕

区分		流動負債等	(ア)	流動資産等	(イ)	資金剰余額	事業規模
公共下水道事業会計	令和5年度	184,447	0	445,644	0	261,197	447,785
	令和4年度	374,809	0	542,665	0	167,856	444,429
	増減	△190,362	0	△97,021	0	93,341	3,356
農業集落排水事業会計	令和5年度	5,391	0	58,772	0	53,381	31,568
	令和4年度	6,126	0	47,978	0	41,852	31,077
	増減	△735	0	10,794	0	11,529	491
工業用水道事業会計	令和5年度	6,307	0	175,257	0	168,950	64,419
	令和4年度	6,955	0	152,921	0	145,966	63,174
	増減	△648	0	22,336	0	22,984	1,245

※(ア)は建設改良費以外に充てた地方債残額、(イ)は解消可能資金不足額

第 7 審査意見

地方公共団体の健全化に関する法律(以下、「健全化法」という。)に規定される普通会計に係る健全化判断比率の4項目である「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」及び公共下水道事業等の地方公営企業に係る「資金不足比率」について、令和5年度決算においては、いずれも国が定めた「健全化基準・資金不足比率」を下回っており、健全な財政運営であることが認められた。

なお、決算審査時点における健全化判断比率等に関して問題はないが、半導体企業等の進出に伴い、今後、新規の公共施設や道路整備等到大規模な財政出動が予想される。一方、既存施設の増改築や維持修繕等の長寿命化対策も待ったなしの状況である。

支出として予定する投資に対する財政計画を『投資試算』するとともに、収入として見込まれる『財源試算』の見通しを行うことにより、収入と支出の均衡いわゆる『予算の整合性』を検証し、今後の厳しい財政運営のなか財政健全化の維持に万全を期していただきたい。